

新

旧

議案第 98 号 所沢市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(名称等)

第2条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
略		
所沢市立吾妻公民館	所沢市大字久米2 2 2 9番地の1	略
略		
所沢市立松井公民館	所沢市大字上安松1 2 8 6番地の1	略
略		
所沢市立三ヶ島公民館	所沢市三ヶ島五丁目1 6 3 9番地の1	略
所沢市立山口公民館	所沢市大字山口5 0 0 4番地	略
所沢市立新所沢東公民館	所沢市美原町一丁目2 9 2 2番地の1 6	略
略		

(使用料)

第7条 略

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由で使用できなかつたとき。
- (2) 管理上の必要により教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

3 略

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、その使用を許可しないか、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 公安を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2)・(3) 略

(名称等)

第2条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
略		
所沢市立吾妻公民館	所沢市大字久米2, 2 2 9番地の1	略
略		
所沢市立松井公民館	所沢市大字上安松1, 2 8 6番地の1	略
略		
所沢市立三ヶ島公民館	所沢市三ヶ島五丁目1, 6 3 9番地の1	略
所沢市立山口公民館	所沢市大字山口5, 0 0 4番地	略
所沢市立新所沢東公民館	所沢市美原町一丁目2, 9 2 2番地の1 6	略
略		

(使用料)

第7条 略

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責によらない理由で使用できなかつたとき。
- (2) 管理上の必要により教育委員会が使用の許可を取消したとき。

3 略

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第5条の規定にかかわらず、その使用を許可しないか、又は使用許可を取消すことができる。

- (1) 公安を害し、風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2)・(3) 略

(4) 使用許可後、その目的を変更し、又は転貸し、若しくは設備を毀損するおそれがあつて、使用の方法が不適当と認めるとき。

(5)・(6) 略

(原状回復義務)

第11条 使用者はその使用を終わつたとき、又は使用許可を取り消されたときは、清掃を行い、器具等を原状に回復して公民館職員に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、公民館の建物又は附属施設を毀損し、又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、第9条の規定に基づく使用許可の取消しによつて使用者が受けた損害について賠償の責めを負わない。

別表第1 (第7条関係)

館名	室名	使用時間区分及び使用料					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
		午前9:00 ～ 午前11:00	午前11:00 ～ 午後1:00	午後1:00 ～ 午後3:00	午後3:00 ～ 午後5:00	午後5:00 ～ 午後7:30	午後7:30 ～ 午後9:30
略							
所沢市立 新所沢 公民館	ホー ル	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円
	和室1号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	和室2号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	音楽室1号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	音楽室2号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室1号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室2号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室3号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室4号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室5号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室6号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	料理講習室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	絵画工芸室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
トレーニング室	300円	300円	300円	300円	300円	300円	
略							

(4) 使用許可後、その目的を変更し、又は転貸し、若しくは設備をき損するおそれがあつて、使用の方法が不適当と認めるとき。

(5)・(6) 略

(原状回復義務)

第11条 使用者はその使用を終わつたとき、又は使用許可を取消されたときは、清掃を行い、器具等を原状に回復して公民館職員に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、公民館の使用中に生じた建物若しくは附属施設の時損又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、第9条の規定に基づく使用許可の取消しによつて使用者が受けた損害について賠償の責を負わない。

別表第1 (第7条関係)

館名	室名	使用時間区分及び使用料					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
		午前9:00 ～ 午前11:00	午前11:00 ～ 午後1:00	午後1:00 ～ 午後3:00	午後3:00 ～ 午後5:00	午後5:00 ～ 午後7:30	午後7:30 ～ 午後9:30
略							
所沢市立 新所沢 公民館	ホー ル	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円
	音楽室1号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	音楽室2号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室2号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室3号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室4号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室5号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	学習室6号	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	料理講習室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	絵画工芸室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
	トレーニング室	300円	300円	300円	300円	300円	300円
略							